

伊達市移住・就業支援事業補助金 要件確認票

移住・就業支援事業補助金（以下、移住支援金）は、下記の1「移住等に関する要件」、2「就業等に関する要件」の両方を満たす方が対象です。本確認票の内容をよく読み、補助金の交付要件を満たしているか確認してください。

なお、2人以上の世帯として申請する場合は、1と2の要件に加えて、以下の「2人以上の世帯に関する要件」を満たす必要があります。

● 2人以上の世帯に関する要件（次に掲げる要件のすべてに該当すること）

- | | |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | ア 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という）を含む2人以上の世帯員が、原則、住民票の上で、移住元において、同一世帯に属していたこと。
イ 申請者を含む2人以上の世帯員が、申請時において、同一世帯に属していること。
ウ <u>申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも、申請時において転入後1年以内であること。</u>
エ 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。 |
|--------------------------|--|

1 「移住等に関する要件」 次の（1）～（3）すべての要件を満たすこと

（1）移住元に関する要件（ア・イの要件をすべて満たしていること）

- | | |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | ア <u>伊達市に転入する前日までの</u> 10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住または東京圏（※1）に在住し、東京23区へ通勤していたこと。
イ <u>伊達市に転入する前日までに</u> 、連続して1年以上東京23区に在住または東京圏（※1）のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区へ通勤（※2）していたこと。（※3）
なお、令和3年4月1日以降本市転入者で、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができます。 |
|--------------------------|---|

（2）移住先に関する要件（ア・イの要件をすべて満たしていること）

- | | |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | ア 移住支援金の交付申請時において、転入後1年以内であること。
イ 移住支援金の申請後、伊達市に5年以上継続して居住する意思があること。 |
|--------------------------|---|

（3）その他の要件（ア～ウの要件をすべて満たしていること）

- | | |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
イ 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
ウ 過去10年以内に本市及び他市区町村から移住支援金を受給（世帯員としての受給を含む）していないこと。（※4）
エ その他福島県及び本市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。 |
|--------------------------|--|

- (※1) 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県（条件不利地域を除く）
- (※2) 雇用される者としての通勤の場合には、雇用保険の被保険者に限ります。
- (※3) 連続して5年以上通勤していた東京23区の企業等を退職してから転入までの間に、東京23区外の移住先とは異なる都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は、原則として除きます。
- (※4) 移住支援金を全額返還した場合、又は過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、かつ交付要件を満たした場合は対象となる可能性があります。

2 「就業等に関する要件」 次の(1)～(5)の要件いずれかを満たしていること

(1) マッチングサイトを通じた就業 (2) 専門人材での就業 (3) テレワーク実施者 (4) 関係人口要件と県内就業 (5) 移住前に福島県からの起業支援金交付決定者

(1) マッチングサイトを通じた就業に関する要件（ア～カの要件をすべて満たしていること）	
□	<p>ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。</p> <p>イ 就業先は、福島県が運営する就業マッチングサイト「『感働！ふくしま』プロジェクト」ポータルサイト (https://kando-fukushima.jp/) 又は他道府県における同様のマッチングサイトに掲載していた求人であり、<u>当該求人情報が移住支援金の対象</u>としてマッチングサイトに掲載された日以降に応募したこと。</p> <p>ウ 就業する者にとって、3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている中小企業等への就業でないこと。(※5)</p> <p>エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて中小企業等に就業していること。</p> <p>オ 就業先に、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>カ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p>
(2) 専門人材での就業に関する要件…福島県が実施するプロフェッショナル人材事業又は内閣府が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げるア～オの要件をすべて満たしていること。	
□	<p>ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。</p> <p>イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。</p> <p>ウ 当該就業先に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p> <p>オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。</p>
(3) テレワーク実施者に関する要件（ア・イの要件をすべて満たしていること）	
□	<p>ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。</p> <p>イ 移住先でテレワークによる勤務(※6)を行い、週20時間以上テレワークを実施すること。</p> <p>ウ 内閣府が実施する地方創生テレワーク交付金やデジタル田園都市国家構想交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。</p>

(※5) 福島県内で地域経済の発展や地域活性化等に寄与する行為を行っている企業等に就業する場合は、交付要件に該当します。

(※6) 原則、恒常的に通勤しないこと。

(4) **関係人口に関する要件** (本市が当該移住希望者を個別に本事業における関係人口と認める場合は、次に掲げるA及びBの要件を満たしていること) 下記要件を満たす書類の提出が必要です。

- A 関係人口の要件として、次に掲げる(ア)～(エ)のいずれかの要件に該当し、かつ「**本市と強いつながりがある要件**」を満たし、本事業での関係人口と市が認めるもの。
- (ア) 福島県、本市又は本市の関係団体が主催又は参加した移住関連イベントに参加した者で、かつ「**本市と強いつながりがある要件**」を満たすもの。
 - (イ) 本市で地域づくり活動や地域活性化の活動に参加している者であって、かつ「**本市と強いつながりがある要件**」を満たすもの。
 - (ウ) 多拠点で生活しており、本市を拠点の一つとしている者であって、かつ「**本市と強いつながりがある要件**」を満たすもの。
 - (エ) 2親等内の親族が本市に居住している者であって、かつ「**本市と強いつながりがある要件**」を満たすもの。
 - (オ) 本市にふるさと納税を行った者であって、かつ「**本市と強いつながりがある要件**」を満たすもの。

「**本市と強いつながりがある要件**」下記(1)～(6)のいずれかの要件を満たすこと。

- (1) 直近3年間のうち、本市または関係団体主催の移住関連イベント参加のため、本市を1回以上訪問したことがある者。
- (2) 直近5年間のうち、本市または関係団体主催の登録制の各種イベント参加のため、本市を2回以上訪問したことがある者。
- (3) 直近5年間のうち、本市へ2回以上ふるさと納税を行った者。なお、同一年中に2回以上のふるさと納税を行った場合は1回と数えるもの。
- (4) 直近1年間のうち、個人名義でアカウントを登録しているソーシャル・ネットワーキング・サービスに、本市の魅力発信となる情報を1回以上掲載したことがある者。
- (5) 本市に3年間以上居住歴があった者。
- (6) 移住支援金交付申請書兼実績報告書提出時点で、本市に2親等内の親族が居住している者で、定期的に本市を訪問している者。

- B 就業に関する要件として、次に掲げる(ア)～(ウ)のいずれかの要件に該当すること。
- (ア) 県内企業等に週20時間以上の無期雇用契約で就業していること。また、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。就業は、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - (イ) 県内で新規に起業し、開業の届出をしていること。
 - (ウ) 県内で農林業に就業していること。(将来的な就業のための研修等を含む)
 - (エ) 家業へ就業する者。(就業先は福島県内に限る)

(5) **起業に関する要件**

- 福島県実施要領に基づき、移住前に福島県から起業支援金の交付決定を受けていること。